

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「RAPPORT(ラポール:相互信頼)」をグループビジョンとして掲げ、すべてのステークホルダーとの信頼関係を大切に、グループ全体の企業価値の向上を目指すことを経営目標としています。

それを実現させるためには、持ち株会社として、迅速な意思決定と業務執行の推進、経営の健全性と透明性の確保が不可欠であり、組織体制の整備等により、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の構築に取り組むことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの各基本原則(1.株主の権利・平等性の確保、2.株主以外のステークホルダーとの適切な協働、3.適切な情報開示と透明性の確保、4.取締役会等の責務、5.株主との対話)を、すべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
HSIグローバル株式会社	10,643,467	35.61
株式会社神明	2,926,000	9.79
アサヒビール株式会社	1,433,000	4.79
株式会社田中文悟商店	1,169,724	3.91
鈴木成和	913,242	3.05
川上統一	411,160	1.37
檜垣周作	350,000	1.17
オリエンティルデベロップメント6号株式会社	222,786	0.74
THE BANK OF NEW YORK -JASDECNON- TREATY ACCOUNT (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	210,975	0.70
ワイエスフード株式会社	199,300	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

1.「(2)大株主の状況」について

当社は平成28年4月28日付で、株式会社神明ホールディング(以下、「神明HD」といいます)およびアサヒビール株式会社(以下、「アサヒビール」といいます)を割当先とする第三者割当増資(以下、「本割当増資」といいます)を行っております。この結果、神明HDは2,926,000株(議決権比率約9.9%)を、またアサヒビールは1,433,000株(議決権比率4.8%)を、それぞれ保有することになり、それぞれ第2位、第3位の大株主となっております。また、神明HDは本割当に関して、平成28年5月2日付で、近畿財務局長宛に大量保有報告書を提出しております。

2.「(3)支配株主(親会社を除く)の有無」及び「(4)親会社の有無」について

当社は本割当増資以前は、HSIグローバル株式会社(以下、「HSIG」といいます)及びHSIGの100%親会社である阪神酒販株式会社(以下、「阪神酒販」といいます)の2社を当社の親会社として認識しておりました。本割当増資後は、以下の経緯により、阪神酒販とHSIGの両方が当社の親会社に当たらないこととなりました。

a.平成28年4月28日付で実行された本割当増資により、それまで当社が親会社であると認識していたHSIグローバル株式会社(以下、「HSIG」といいます)の議決権比率が40%を下回ることになりました。そのためHSIGは、同日付で当社の親会社から外れることになりました。

b.一方でHSIGの100%親会社である阪神酒販株式会社(以下、「阪神酒販」といいます)は、本割当増資日以後にも、親会社であると解釈しておりますが、平成28年5月13日付で当社の親会社に当たらないこととなりました。その理由は以下の通りです。

本割当増資以前において、(1)阪神酒販はその子会社であるHSIG通じ、議決権総数の42.75%を所有しており、また(2)当社の代表取締役会長

である檜垣周作が阪神酒販の代表取締役を兼任しているという人的関係があります。HSIGは当社の議決権の過半数を所有していないものの、上記(1)及び(2)の条件を満たし、いわゆる実質的な支配力基準を満たしていました。それゆえ阪神酒販は当社の親会社にあたるものと解釈しておりました。また割当増資日以後も、前回開示で記載の通り、HSIGの議決権所有割合が低下して40%を下回ることを当社は認識しておりましたが、(1)割当増資日以降でも、阪神酒販の当社議決権所有割合は、HSIGの所有する36.38%及び同じく子会社である東洋商事株式会社(以下、「東洋商事」といいます。)の所有する3.99%を合わせると40.36%になること、且つ前述(2)の要件も満たすため、阪神酒販は当社の親会社にあたるものと当社は解釈しておりました。

しかしながら割当増資日以後、阪神酒販が東洋商事の議決権を所有していないこともあり、東洋商事が阪神酒販の子会社にあたるかどうか社内で再度精査しました。その結果、当社はこれまで阪神酒販の元取締役が東洋商事の代表取締役であることと、阪神酒販の元取締役が経営する会社が東洋商事の親会社であることから、実質的に親子関係に当たると判断しておりましたが、資本関係がないという形式的な要件をより重視して、子会社に当たらないと判断いたしました。

従って東洋商事の所有する当社議決権所有割合の3.99%が阪神酒販の合算対象分から除外されるため、阪神酒販の当社議決権所有割合は40%を下回り、前述(1)の要件を満たさないこととなりますので、阪神酒販は当社の親会社に該当しないことになり、その他の関係会社に該当することになりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宇野 友三郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇野 友三郎		サニタリープラント株式会社 代表取締役	宇野友三郎氏は、食品業界において経営に携わってきた豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営に関する有効な助言を期待し社外取締役に選任しております。 また、同氏が代表取締役を務めるサニタリープラント株式会社と当社との間には取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有すると判断し独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、適正な財務報告の信頼性確保の観点から公正かつ独立の内部監査室を設置しております。内部監査室は1名で構成されており、年度ごとに作成する監査計画及び内部監査規程に従い、当社と当社子会社全社に対してコンプライアンス監査、業務監査及び内部統制監査等を実施しております。

内部監査室は監査結果を社長に報告し、監査対象に対して改善計画書を提出して実施状況を確認しております。また、必要な場合はフォローアップ監査を行っています。

監査役監査は、毎月の定時取締役会に出席することで取締役の業務執行の監査を行うとともに、監査の結果報告と改善点の提案等を行っております。また、常勤監査役は、週1回の「グループ経営戦略会議」にも出席しており、日常的な業務執行に関わる意思決定も監督し、情報を共有しております。なお、監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役3名により構成されており、うち3名が社外監査役です。監査役のうち1名は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役と内部監査室は適宜密接な情報交換と連携をとっており、また会計監査人とも情報交換、意見交換を行うことで、監査の実効性を確保するよう努めております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大野 千幸	他の会社の出身者													
阿部 夏朗	他の会社の出身者													
浅川 威	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野 千幸		阪神酒販株式会社 社外監査役	大野千幸氏は、金融及びコーポレートファイナンスに関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し社外監査役に選任しております。また、同氏は当社の親会社である阪神酒販株式会社の社外監査役を務めておりますが業務執行者ではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有すると判断し独立役員に指定しております。

阿部 夏朗	株式会社Y's & Partners 代表取締役	阿部夏朗氏は、企業経営者として豊富な経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し社外監査役に選任しております。また、同氏が代表取締役を務める株式会社Y's & partnersと当社との間には取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有すると判断し独立役員に指定しております。
浅川 威	株式会社クールミント代表取締役	浅川威氏は、シカゴ大学経営大学院修士課程を修了した企業経営者であり、企業経営者及びMBA資格保有者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。また、同氏が代表取締役を務める株式会社クールミントと当社との間には取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有すると判断し独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役の宇野友三郎氏については、食品業界において経営に携わってきた豊富な経験と幅広い知識から、経営に関する有効な助言を期待し選任しております。

大野千幸氏は、金融及びコーポレートファイナンスに関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し選任しております。

社外監査役の阿部夏朗氏については、企業経営者として豊富な経験から経営全般の監視と有効な助言を期待し選任しております。

社外監査役の浅川威氏については、シカゴ大学経営大学院修士課程を修了しており、企業経営者及びMBA資格保有者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言を期待しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、当社とは一切の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役の宇野友三郎氏、社外監査役の阿部夏朗氏、浅川威氏については、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針はありませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反を生じる恐れがないことを基本的な考え方として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役のストックオプションについては、役位に応じて付与株数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と業績、企業価値の連動性を明確にすること、また当社および当社子会社の取締役および従業員の士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、業績向上の達成を図ることを目的としてストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役及び監査役に対する監査報酬については、有価証券報告書並びに株主総会における事業報告書にて、それぞれの総額を開示しております。個別の取締役報酬については、1億円を超える該当者がいないため、開示しておりません。

取締役の報酬

取締役(社外取締役を除く) 対象の人数 5名

報酬等の総額 50,210(千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、原則毎月1回開催される定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会に出席しております。取締役会資料については、原則として事前配布し、十分な検討時間を確保できるようにしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、持株会社として当社グループの中心に位置し、グループ全体の戦略決定、経営管理及び資本政策の決定等を行う機能を有します。これに基づき各事業会社が業務を執行するという体制をとることで、経営の決定及び管理機能と執行機能を分離し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化、意思決定の透明性の向上及びコンプライアンスの強化を図っております。

また、当社は監査役会設置会社としております。当社は監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

取締役会は、取締役5名で構成され、うち1名は社外取締役が在任しております。原則月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針等の意思決定およびグループ会社の業務執行の管理を行っております。取締役会に対する監視機能を確保するために選任している社外取締役は、企業経営における豊富な経験にもとづき、重要な業務執行にかかる意思決定において的確な提言を行っております。

監査役会は、4名の監査役で構成され、うち3名は社外監査役が在任しております。監査役は毎月1回の取締役会に出席し取締役会の業務執行に対する監督を行うほか、毎月1回監査役会を開催し、監査の重要事項に関わる協議を行っております。社外監査役はそれぞれ高い専門性および企業経営における経験を有し、その見地から的確に経営の監視を行っております。

1名の社外取締役、3名の社外監査役については、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反を生じる恐れがないことを基本的な考え方として選任し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

上記の他に、取締役、常勤監査役、グループ事業会社の業務執行者を加えた「グループ経営戦略会議」を原則毎週1回開催することにより、業務執行の進捗確認と現状課題の明確化並びに取締役会への付議事項の検討を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

このような企業統治体制は、当社のような持ち株会社においてグループ全体の意思決定、経営執行を円滑に行うとともに適切な監督機能を確保することにおいて、有効に機能すると考えております。

また、決定されたグループの経営方針に基づき各グループ事業会社が業務を執行するにあたって、迅速性、透明性が確保され有効に機能していると考えているため上記体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会招集ご通知を開催の3週間前に、当社Web上で開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算時の年2回、決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「IR情報」 URL: http://www.asrapport-dining.com/ir/index.html にて、決算短信、有価証券報告書・四半期報告書、適時開示資料、決算説明会資料、株主総会招集通知等を掲載。 また、平成27年3月期より統合報告的視点を盛り込んだ「インベスターズガイド」を制作し、ホームページで公開開始。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室内に専任担当者を設置	
その他	機関投資家との個別ミーティング、スモールミーティングの実施	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はグループビジョンとして「RAPPORT(ラポール:相互信頼)」を掲げ、「すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を大切に、グループ全体の企業価値向上を目指します。」との目標を立てております。 経営およびそれぞれの業務においても、お客様、株主、フランチャイズ加盟企業、取引先、従業員、各ステークホルダーとの信頼構築を最優先に事業を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守等、内部統制の目的を達成するため、業務の適正を確保するための体制についての基本方針を定めております。また管理本部が中心となり内部統制システムの構築・整備・改善を行い、内部監査室がその評価を行います。

コンプライアンスについては、コンプライアンス基本方針の制定、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会の定期的な開催とともに、役職員への研修等による意識の醸成や内部通報制度(ヘルプライン)の設置によるコンプライアンス違反の防止・早期発見・是正などの施策を行っております。

リスク管理体制については、代表取締役社長を委員長として、当社及び各グループ子会社らの人員で構成するリスクマネジメント委員会を設置し、リスク事案に対する迅速な対応と情報共有を行う体制を整えております。リスクマネジメント委員会は、会社に不利益を生じさせ、企業目的の達成を阻むすべての可能性・事故の情報を収集・確認・分析し、その対策実施の指示を行う機能を有しており、さらに当該対策の実施状況・有効性についての監視も行います。

さらに、グループ経営戦略会議においても各社が情報共有を密にし、グループを挙げてコンプライアンス及びリスク管理に関して迅速に対応する体制をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を法務・総務部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応等の整備を行い、社会の一員として市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持ちません。また、取締役及び使用人は反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求等が発生した場合には、所轄部署を中心に警察等関連機関と連携し、毅然とした態度で対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、当社グループ内外で起こりうる当社の業務、運営、業績に関する情報について、関係諸法令、適時開示規則、社内諸規則に則り、速やかな開示を行う他、それら法令等において開示義務が定められていない情報についても、その重要性を総合的に検討のうえ判断して、積極的に開示する方針としております。

適時開示の社内体制

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、原則として社内各部門より取締役会に付議され、審議・承認を経て、管理本部経営企画室（以下、IR担当部署）が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。IR担当部署は、取締役会事務局である法務部門と連携し、正確かつ遅滞ない開示を実施する体制としています。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、社内各部門より経営企画室に集約され、代表取締役社長の確認を経て、IR担当部署が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

(3) 決算に関する情報

管理本部より取締役会に付議され、審議・承認を経て、IR担当部署が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

